

平成27年第1回紀の川市議会定例会 第1日

平成27年 2月20日（金曜日） 開 議 午前 9時38分
散 会 午後 2時52分

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第1号 副議長の選挙
- 日程第 4 常任委員会の所属変更について
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分の承諾を求めることについて（市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について）
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 1号 工事委託協定の締結について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）
- 議案第 2号 財産の取得の一部変更について
- 議案第 3号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 5号 紀の川市保育料徴収条例の制定について
- 議案第 6号 紀の川市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の制定について
- 議案第 8号 紀の川市財産区管理会条例の制定について
- 議案第 9号 紀の川市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 10号 紀の川市行政手続条例の一部改正について
- 議案第 11号 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正について

- 議案第12号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 紀の川市墓地条例の一部改正について
- 議案第15号 紀の川市あき地管理の適正化に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 紀の川市心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部改正について
- 議案第18号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
- 議案第19号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第20号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
- 議案第21号 紀の川市立図書館条例の一部改正について
- 議案第22号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第23号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第24号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第25号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第26号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第27号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第28号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第29号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第30号 平成26年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第31号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第32号 平成27年度紀の川市一般会計予算について

- 議案第33号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について
- 議案第34号 平成27年度紀の川市土地取得事業特別会計予算につ
いて
- 議案第35号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予
算について
- 議案第36号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特
別会計予算について
- 議案第37号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算につ
いて
- 議案第38号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算に
いて
- 議案第39号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算につ
いて
- 議案第40号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別
会計予算について
- 議案第41号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算に
ついて
- 議案第42号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算につ
いて
- 議案第43号 平成27年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第44号 平成27年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第45号 平成27年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算につ
いて
- 議案第46号 平成27年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第47号 平成27年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算につ
いて
- 議案第48号 平成27年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第49号 平成27年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第50号 平成27年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別
会計予算について
- 議案第51号 平成27年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
- 議案第52号 平成27年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
- 議案第53号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
- 議案第54号 平成27年度紀の川市水道事業会計予算について
- 議案第55号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

	議案第56号	那賀5町新市建設計画の変更について
	議案第57号	権利の放棄について
	議案第58号	権利の放棄について
	議案第59号	権利の放棄について
	議案第60号	和解及び損害賠償の額の決定について
	議案第61号	那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について
日程第7	選挙第2号	公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙
日程第8	選挙第3号	那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙
日程第9	選挙第4号	那賀広域事務組合議会議員の選挙
日程第10	選挙第5号	那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙
日程第11		議員派遣の件について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（21名）

1番	並松八重	2番	太田加寿也	3番	船木孝明
4番	中尾太久也	5番	仲谷妙子	6番	大谷さつき
7番	石脇順治	8番	中村真紀	9番	榎本喜之
10番	坂本康隆	11番	森田幾久	12番	村垣正造
13番	竹村広明	14番	杉原勲	15番	西川泰弘
16番	堂脇光弘	17番	室谷伊則	18番	上野健
19番	石井仁	20番	川原一泰	22番	高田英亮

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝
地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	田中啓吾	議事調査課係長	藤田郁也

（開会 午前 9時38分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

議員各位には、平成27年第1回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回紀の川市議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、皆様に謹んで御報告申し上げます。

既に、御承知のとおり、入院加療中でありました亀岡雅文副議長が、去る1月28日、御逝去されました。まことに痛惜、哀悼のきわみであります。

ここに、故亀岡雅文前副議長の御冥福をお祈りいたしまして、皆様とともに黙祷をさせていただきます。

恐れ入りますが、皆様御起立願います。

黙祷。

〔黙祷〕

○議長（高田英亮君） 御協力、ありがとうございました。お座りください。

次に、御逝去されました故亀岡雅文君に弔意を表するため、追悼の辞を贈りたいと思います。

議会運営委員長 坂本康隆君の発言を許可いたします。

○10番（坂本康隆君）（登壇） ただいま議長よりお許しいただきました。

追悼の辞。

私は、紀の川市議会を代表して、本日開会の3月定例会を直前にして御逝去されました前副議長 亀岡雅文君の御霊に対し謹んで哀悼の意を表し、心から追悼の言葉を贈ります。

亀岡雅文君は、昭和32年、旧粉河町に生まれ、地域の人たちに慕われ、統率力と包容力を発揮してこられました。

また、京子さんと結婚され、お二人の息子さんに恵まれ、平和な家庭を築かれてまいりました。

そんな中、君が議員としてさらに一段の飛躍を目指していた中、病魔に倒れ、帰らぬ人となられました。故人にとっても、市民にとっても、無念のきわみであります。きょう、私が議場であなたに追悼の言葉を述べようとは夢にも思わず、まことに痛恨、哀惜の情にたえないところであり、御遺族並びにあなたを支え、信奉し、将来を期待していた関係の方々の胸中を御拝察いたしますとき、涙を禁じえないものであります。

君は、平成15年に粉河町議会議員に初めて当選され、議員としての第一歩を踏み出しました。合併後は、平成17年に紀の川市議会議員に当選以来、3期連続当選され、紀の川市議会議員として市の発展に尽くしてこられました。

市議会では、議会運営委員、厚生常任委員、産業建設常任委員や議員定数調査委員、予算・決算委員など多くの要職を歴任されました。その中で、特に厚生常任委員会では委員

長を務められ、温暖化対策のためのグリーンカーテン事業や子育て支援対策、ごみ収集、介護予防事業など住民生活に直結する環境や福祉をテーマに視察研修を行い、本旨の発展に多大なお力添えをいただきました。また、昨年12月には、副議長に就任され、心温かく、思いやりのある優しい君は、誰にでも分け隔てなく接し、自分のことより議会を優先し、副議長としての役割を果たしました。その人柄は、多くの人に慕われ、議長を支え、リーダーシップを発揮し、これからが本当に力の見せどころという時期に、再び体調を崩され、幽明境を異にされましたことは、残念のきわみであります。

議員活動の中で、その思い出の中には、亀岡君の時に柔和なまなざしと語り口、一般質問にあっても十分な調査と研究を行い、決して難しい言葉は使わず、わかりやすい語り口調は好感を持たれていました。議員として、堅固な信念と情熱を持ち、「時には厳しく」、「時には鋭く」、市政に対し貴重な提言をこの壇上に立ち、行っていました。

また、議会広報委員としても活躍をされ、平成22年5月に発行した「こんにちは議会です」の表紙に掲載した「紀の川市流し雛」の写真や、昨年末、市役所の近くにコウノトリが飛来した際には、いち早く現地へ赴き、その様子をカメラにおさめるなど、積極的に活動してまいりました。また、わかりやすく情報発信ができるように、写真撮影の技術を向上させるため、同僚議員から専門誌を借りましたが、残念ながらこの本を開くことはありませんでした。

このほかにも、昨年10月には、新得町・帯広市・小樽市、北海道への視察研修にも行ってまいりました。また、年末には、議会忘年会にも参加し、楽しく元気な姿を見せておりました。

議員活動以外にも、都市計画審議会委員や消防委員長など、多くの役職を務め、幅広く活躍されており、一日も早く、あの穏やかな笑顔に会えることを議員一同心待ちにしておりました。

人間はこの世に生を受けるときには、使命を持って生を受ける。そして、その使命を全うしたときに命がなくなると聞きます。多くの功績と足跡を残されたことだと、私は信じて疑いません。

政治家として、また、亀岡雅文として、余りにも若過ぎる惜しみある生涯でありました。人のため、地域社会のために思い切り生きた五十有余年の人生、御苦労さまでございました。

生前の御功績と市政への御尽力に対し、尊敬の念と感謝の意をささげますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

最後に、夫婦付随の奥様をはじめ、御遺族の前途に限りない御加護をいただきますようお願いいたします。

今、こうしてお別れの言葉を申し上げているときも、人柄が目の前によみがえり、本当にこのたびの訃報は、大きなショックでありました。私たち市議会議員は、あなたのとうとい御意思を継いで、及ばずながら市の発展のため、社会のために尽くすこととお誓い申

し上げ、感謝を込めて追悼の言葉といたします。

平成27年2月20日、議会運営委員会委員長 坂本康隆。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩します。

（休憩 午前 9時52分）

（再開 午前 9時54分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会には、平成27年度各会計予算をはじめ、条例の制定・改正等多数上程されております。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田英亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番 森田幾久君、14番 杉原 勲君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高田英亮君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る2月10日議会運営委員会を開催していただき、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から3月23日までの32日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの32日間に決しました。

ここで、しばらく休憩します。

（休憩 午前 9時56分）

（再開 午前10時09分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

日程第3 選挙第1号 副議長の選挙

○議長（高田英亮君） それでは、日程第3、選挙第1号 副議長の選挙を議題とします。
ただいまより、副議長選挙を行います。

この選挙は、投票により行います。

投票を行う前に、投票について説明をさせます。

議会事務局長 城山義弘君。

○議会事務局長（城山義弘君）（自席） 投票について、御説明させていただきます。

この選挙は、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定が準用されるもので、有効投票の最多数を得、かつ有効投票の4分の1以上の得票があったものをもって当選人とするものであります。

以上です。

○議長（高田英亮君） それでは、議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高田英亮君） ただいまの出席議員数は21人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、投票点検の立会人として、7番 石脇順治君、
8番 中村真紀君を指名いたします。

投票用紙は、この用紙を用います。（投票用紙を示す）

今から、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙の配付〕

○議長（高田英亮君） ただいま、投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高田英亮君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（高田英亮君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。被選挙人の氏名を投票用紙に記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。白票は無効とします。また、開票の結果、法定得票数に達している者がいなかった場合は、改めて投票を行います。

なお、投票数が同じで、かつ法定得票数に達していた場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじによる抽せんを行

いますので、御承知願います。

それでは、点呼させます。

議会事務局長 城山義弘君。

○議会事務局長（城山義弘君）（自席） それでは点呼いたします。

1番 並松八重議員、2番 太田加寿也議員、3番 船木孝明議員、4番 中尾太久也議員、5番 仲谷妙子議員、6番 大谷さつき議員、7番 石脇順治議員、8番 中村真紀議員、9番 榎本喜之議員、10番 坂本康隆議員、11番 森田幾久議員、12番 村垣正造議員、13番 竹村広明議員、14番 杉原 勲議員、15番 西川泰弘議員、16番 堂脇光弘議員、17番 室谷伊則議員、18番 上野 健議員、19番 石井仁議員、20番 川原一泰議員、22番 高田英亮議長。

○議長（高田英亮君） 投票漏れはありますか。

〔「投票漏れなし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまから開票を行います。

石脇順治君、中村真紀君、両君に開票の立ち会いをお願いします。

それでは、開票を命じます。

〔開票〕

○議長（高田英亮君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、うち有効投票数21票、無効投票数0票、投票総数は、出席議員数と一致しております。

続いて、得票数を報告いたします。

有効投票のうち、杉原 勲君 19票、石井 仁君 2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、杉原 勲君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高田英亮君） ただいま副議長に当選されました杉原 勲が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から副議長当選の告知をいたします。

それでは、杉原 勲君に副議長当選の御挨拶をお願いいたします。

杉原 勲君。

○副議長（杉原 勲君）（登壇） このたびの副議長選において選出をいただき、まずもってお礼を申し上げます。

もとより、浅学非才の私ではございますけれども、皆様方の御理解と御協力をいただき、志はじめにおいて亡くなられた亀岡議員の遺志を尊重しつつ、現高田議長の補佐役として

誠心誠意務めることをお誓い申し上げ、就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

〔（拍手）あり〕

○議長（高田英亮君） 先ほど、本定例会の会議録署名議員として、14番 杉原 勲君を指名しましたが、副議長就任により、新たに会議録署名議員に、15番 西川泰弘君を追加指名いたします。

日程第4 常任委員会の所属変更について

○議長（高田英亮君） それでは、日程第4、常任委員会の所属変更についてを議題といたします。

常任委員会の所属変更につきましては、総務文教常任委員会、上野 健委員からの申し出に基づき、委員会条例第7条第3項の規定により、お手元に配付したとおり、総務文教委員会から産業建設常任委員会へ所属を変更いたします。

日程第5 諸般の報告

○議長（高田英亮君） 次に、日程第5、諸般の報告を行います。

報告1、監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果報告が、同条第3項の規定によりあり、また地方自治法第199条第4項に基づく定期監査の報告が、同条第9項の規定によりありましたので、お手元に配付しております。

また、市長より、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったとの報告が、同条第2項の規定によりありましたので、後ほど配付させていただきます。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第6 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について） から 議案第61号 那賀老人福祉施設組合理約の変更に関する協議について まで

○議長（高田英亮君） 次に、日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について） から、議案第61号 那賀老人福祉施設組合理約の変更に関する協議についてまでの65議案を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成27年第1回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集いただき厚くお礼申し上げます。

さて、副議長でありました亀岡雅文君がお亡くなりになり、はや1カ月がたとうといたしております。追悼の言葉を拝聴し、私も改めて活躍されていた姿が、目の前に浮かんでまいりました。心から御冥福をお祈り申し上げるところであります。

また、名手小学校児童の殺傷事件であります。小学校5年生の夢と希望あふれる大切な生命が絶たれたことは、痛恨のきわみであり、胸が張り裂ける思いであります。

学校や地域の安全対策のため、防犯体制や設備の充実を図るとともに、こうした事件や虐待などの事件の再発防止に向けた取り組みを各関係機関や地域の皆さんと協議を行ってまいりたいと思っております。

また、先ほど、副議長に当選されました杉原 勲君、おめでとうございます。今後、ますますの御活躍を御祈念申し上げたいと思います。

それでは、議案の説明に先立ち、平成27年度予算編成に当たり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、国は、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、今後5カ年で目指すべき方向や具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと総合戦略」を閣議決定、総合的に取り組むこととし、地方においても地方版総合戦略の策定を求めています。

紀の川市におきましても、主体性を持った独自の地方版総合戦略を策定することにより、さらなる地方創生の実現を目指し、人口減少を抑制し、少子高齢化の進展や災害等への対策など、さまざまな課題を克服するための施策を掲げ、活力あるまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

さて、本年は、平成17年に那賀郡5町が合併し、10周年を向かえる記念すべき年です。私も市政を担当させていただき3期目となりました。これまでの10年間は、「安全・安心なまちづくり」を最重要課題とし、旧5町間の均衡ある発展を目指し、基盤整備を中心とした施策に取り組んでまいりました。

新庁舎は、平成25年度に竣工し、また市内小・中学校については、平成27年度に竜門小学校の改築と鞆渕中学校の耐震改修を行うことにより、耐震化率100%となり、防災の拠点となり得る施設や子どもたちの安全確保について、この10年間で大きく前進をしたところであります。

これから説明させていただく平成27年度予算につきましては、合併10周年を向かえる節目において、「これまでの基盤づくりの集大成と、未来に飛躍するための予算」として編成をいたしましたところであります。

この後、重点項目を説明いたしますが、私は、紀の川市の発展の鍵を握るのは、京奈和自動車道紀の川インターチェンジと阪和自動車道上之郷インターチェンジを結ぶ（仮称）京奈和関空連絡道路ではないかと考えており、周辺自治体にも加盟を呼びかけ、ことしの春以降に期成同盟会を設立する予定であり、この道路が和歌山県にとって第二県土軸となるよう、国・県に積極的に働きかけてまいりたいと思います。

それでは、平成27年度当初予算（案）について、御説明をいたします。

まず、平成27年度当初予算額といたしましては、一般会計309億5,000万円、特別会計198億5,336万円、公営企業会計21億5,382万5,000円、全ての会計を合わせますと、529億5,718万5,000円であります。

一般会計は、昨年に比べ縮小しているものの、5年連続300億円を超える大型予算となっており、先ほど説明した基盤づくりの集大成と、未来につなぐ投資型予算となっております。

平成27年度の重点事業といたしましては、私の3期目の政策目標ごとに六つの分類に分けて施策を展開してまいります。

一つ目の重点事業といたしましては、「安全・安心 そして強い」まちづくりです。

10年という節目、施設整備の集大成という言葉を使いましたが、まだまだ十分とはいうわけにはまいりません。引き続き、安全・安心なまちづくりのため、設備投資は必要と考えております。

防災行政無線については、旧町で導入した設備を利用しておりますが、通信機能の向上を目指し、デジタル化を進めるための実施設計を行い、また市が管理する道路などのインフラについては建設から数十年が経過しているものも多く、老朽化が進む道路施設の損傷状況を調査・補修するための道路メンテナンス事業を実施いたします。

加えて、水道未普及地である「鞆淵・細野地区」に給水区域を拡張する簡易水道拡張事業については、平成28年度末までに給水開始を予定いたしております。

二つ目の重点事業としては、「夢産業・夢農業」まちづくりであります。

基幹産業である農業の振興策として、新規就農者に対する支援策のほか、農業経営の安定を図るための事業を継続して実施いたしてまいります。

また、紀の川市のフルーツと他の地域資源を結びつけ、フルーツのまちとしての魅力・イメージアップの強化を図りながら、紀の川市のファン拡大に取り組むとともに、「観光大使」（「フルーツ大使」）を任命し、紀の川市、イコール、フルーツのまちを発信してまいります。

また、当初予算ではありませんが、合併10周年事業として、地元消費拡大と地域経済の活性化に資するため、プレミアム商品券の発行事業を行います。これは、例年プレミアム分を1割としていたものを、割り増しした上で発行枚数をふやし、ことし3月補正予算に前倒しして予算を計上、平成27年度で執行する予定であります。

三つ目の重点事業といたしましては、「健康増進・医療・福祉」まちづくりであります。

紀の川市で安心して家庭を築き、子育てをしていただくため、不妊治療や妊婦健康診断の助成を継続して実施するほか、保護者の経済的負担軽減のため所得制限を設けず、小学校卒業までの医療費や中学生の入院医療費の無料化事業など、子育て世代への支援に加え、障害者や高齢者への支援策を継続して実施いたします。

また、新規事業といたしましては、市内在住の65歳以上の高齢者の単身世帯の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、見守り、安否確認を行い、高齢者の孤独感解消や孤独死の防止を図るため、高齢者見守り事業を実施いたします。

四つ目の重点事業といたしましては、「住みよい・住みたい・誇りある」まちづくりであります。

ことしから2カ年をかけ、地域に応じた計画的土地利用の誘導と規制、都市基盤の整備推進を図る土地利用方針策定のための調査を実施いたします。その調査をもとに、第2段階として、用途地域などの指定を検討してまいります。

また、冒頭にも申し上げました合併10周年を迎えるに当たり、市の内外に紀の川市の魅力をアピールするため、「NHKのど自慢」を8月9日に開催するほか、11月7日の合併日に記念式典を開催いたします。それに加え、現在市の歌が制定されておりませんので、本年は歌詞を広く募った上で、次年度に曲をつけ、市の歌を制定していきたいと考えております。

なお、本日お配りしております「報道機関提供資料」の表紙に印刷しております合併10周年記念ロゴマークを使用してPRに努めてまいります。

五つ目の重点事業といたしまして、「教育・健康・スポーツ振興」まちづくりであります。

ことしは、紀の国わかやま国体と紀の国わかやま大会が開催されます。紀の川市内におきましても、それぞれの競技会場で市民総参加の「おもてなし」で大会を盛り上げ、紀の川市の魅力を大いにアピールしてまいります。

施設面では、平成27年度をもって市内小・中学校の耐震化率が100%となりますが、ことしから3カ年をかけて、小学校のさらなる教育環境向上のため、全ての小学校の普通教室に空調設備の整備を行ってまいりたいと思います。

また、粉河・那賀給食センターは、アレルギー食の対応が難しい状況のため、1カ所に統合した上で、専用の調理設備を設け、アレルギー食への環境を整えたいと思います。

それから、既に報道発表いたしておりますが、2月12日に日本体育大学と「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結し、暮らしの中にスポーツを定着させ、「市民一人1スポーツ」を合い言葉に、健康増進に努めてまいります。

六つ目の重点事業といたしましては、行財政改革のさらなる推進であります。

ことしの4月から、行財政改革部門を企画部へ集中させ、改革の強化を図るとともに、事業・財源、費用と効果の両面から、政策をスピーディーに決定するため、財政課を総務部から企画部に移管いたします。

また、自然災害や不測の緊急非常事態にも適切に対応するため、新たな危機管理部を設置し、危機管理体制の充実と強化を行います。

それから、事務の効率化やコストダウンが図れる業務については、積極的に民間委託を推進することといたしたいと思います。

以上、私の3期目の政策目標ごとに、六つの分類で重点事業の概要を説明をさせていただきました。

続きまして、今定例議会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、専決処分に係る報告議案、1議案、諮問、3議案、工事委託協定の締結に係る議案、1議案、財産の取得の一部変更に係る議案、1議案、条例の制定及び一部改正に係る議案、20議案、平成26年度各会計補正予算に係る議案、9議案、平成27年度各会計予算に係る議案、24議案、那賀5町新市建設計画の変更に係る議案、1議案、権利の放棄に係る議案、3議案、和解及び損害賠償の額の決定に係る議案、1議案、那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議に係る議案、1議案、計65議案であります。

その概要を申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてであります。

市長及び副市長の平成27年1月分の給料を規定による額から10分の1に相当する額を減じた額とするための条例を制定するもので、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

諮問第1号から諮問第3号までの人権擁護委員候補者の推薦については、紀の川市人権擁護委員のうち3名が、平成27年6月30日に任期満了となるため、^{とよし}土橋ひさこ君、^{にしかわこうへい}西川宏平君、^{みくにかずみ}三國和美君を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第1号 工事委託協定の締結については、平成26年度一般会計当初予算及び補正予算（第4号）で議決を得ました市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事について協議を終え、工事委託協定を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 財産の取得の一部変更については、平成26年第4回紀の川市議会定例会で議決を経ました財産の取得において、スポーツ備品の追加により、取得価格を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての2議案は、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されるに伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第5号 紀の川市保育料徴収条例の制定については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、利用者が負担する費用等について、必要な事項を定めるものであります。

議案第6号 紀の川市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布され、介護保険法の一部改正が平成26年4月1日に施行されたことに伴い、必要な基準を定めるものであります。

議案第7号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の制定については、那賀老人福祉施設組合の解散に伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第8号 紀の川市財産区管理会条例の制定については、池田財産区ほか10財産区の管理会条例を一本化するもので、設置及びその組織運営等に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第9号 紀の川市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、特別急行列車の利用範囲の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 紀の川市行政手続条例の一部改正については、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されるに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第12号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第13号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正についての3議案は、支給対象医療費や支給対象要件の拡充に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 紀の川市墓地条例の一部改正については、那賀第1墓地の区画の明確化及び使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 紀の川市あき地管理の適正化に関する条例の一部改正については、あき地の雑草または枯れ草の除去の市への委託を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 紀の川市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正については、ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止すること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 紀の川市心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部改正については、支給対象者の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、第6期紀の川市介護保険

事業計画に基づく平成27年度から平成29年度までの保険料の改正及び地域における医療及び介護の総合的確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、介護保険法の一部改正が平成27年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則等の一部改正する省令が公布され、指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が平成27年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 紀の川市都市公園条例の一部改正については、紀の川市民公園の追加及び個別条例に規定されていた都市公園の整理等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 紀の川市立図書館条例の一部改正については、紀の川市立図書館を5館から2館へ統廃合することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正については、社会体育施設の整理及び使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第31号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9議案については、国の補正予算で交付される「地域住民生活等緊急支援のための交付金」対象事業の増額措置並びに各事業の事業費確定に伴う減額措置等による補正であります。

議案第32号 平成27年度紀の川市一般会計予算についてから、議案第55号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計予算についてまでの24議案については、平成27年度各会計当初予算であり、先ほど概要の一部を説明させていただきましたが、資料として、「平成27年度当初予算の概要」を添付いたしておりますので、詳細説明は省かせていただきますことを御了承賜りたいと存じます。

議案第56号 那賀5町新市建設計画の変更については、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正する法律が施行され、合併特例債を発行することができる期間が延長されたことに伴い、那賀5町新市建設計画を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号から議案第59号の権利の放棄についての3議案は、回収不能となった住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権の権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号 和解及び損害賠償の額の決定については、自治会活動中に発生した事故について、相手方と協議が整い和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議については、組合の解散

における事務継承規定を追加することに伴い、規約変更について関係地方公共団体の協議を経て、県知事の許可を受けるため、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御同意、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時15分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

続いて、補足説明を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページ、お願いいたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めます。

次のページの専決処分書をお願いいたします。

専決した条例名は、市長及び副市長の給料の特例に関する条例です。専決日は、平成26年12月19日でございます。

3ページの本文の改正につきましては、市長、副市長の1月分の給料を10分1減額するものでございます。

附則で、施行日と執行日を定めております。

以上、御承認、お願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、諮問第1号から諮問第3号までの人権擁護委員候補者の推薦について、御説明させていただきます。

議案書4ページから6ページでございます。

今回、人権擁護委員3名の方が、来る平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、土橋ひさこ氏については、新たに、また西川宏平氏、三國和美氏については再任し、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく諮問するものでございます。

人権擁護委員法の規定により、市町村長は、その市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められており、これにより議会の意見を求めるものでございます。

議案書4ページ、諮問第1号につきましては、住所、紀の川市横谷204番地、氏名、

土橋ひさこ、昭和23年3月29日生まれでございます。

議案書5ページ、諮問第2号につきましては、住所、紀の川市桃山町神田189番地、氏名、西川宏平、昭和22年2月19日生まれでございます。

議案書6ページ、諮問第3号につきましては、住所、紀の川市貴志川町前田631番地12、氏名、三國和美、昭和31年12月24日生まれでございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

以上、諮問3件について、よろしくお願いいたします。

なお、3名の略歴等につきましては、別冊の議案資料1ページから3ページに資料として掲載してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第1号 工事委託協定の締結について、御説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

記といたしまして、1、協定の目的、市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事、2、協定の方法、随意契約、3、協定の金額、金3億4,974万3,000円、4、協定の相手方、和歌山市吉田94番地の1、西日本旅客鉄道株式会社執行役員 和歌山支社長 川井 正。

なお、別冊の議案資料4ページから6ページに参考図面を添付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） 続きまして、私のほうから、議案第2号について補足説明申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

記といたしまして、取得価格、金5,826万6,000円でございます。当初契約から1,128万6,000円の増額をお願いするものでございます。

議案の資料といたしまして、別冊議案資料7ページから8ページに追加備品の一覧を添付してございますので、御高覧ください。

以上、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続いて、議案第3号及び議案第4号について、提案理由の補足をさせていただきます。

9ページ、お願いいたします。

議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

次のページの制定本文お願いいたします。

本条例の趣旨については、教育長の身分が一般職から特別職に位置づけられ、地方公務員法の適用から外れるため、条例で教育長の職務専念義務の特例を定めるものでございます。

第2条において、職務に専念する義務の免除がされるものとして、第1号で、研修を受ける場合、第2号において、構成に関する計画の実施に参加する場合、第3号では、前2号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める場合としています。

次の第3条は、規則への委任、附則第1項で、施行日を平成27年4月1日からと規定し、第2項では、現在の教育長の任期中については、現行条例は適用しない旨規定しております。

続いて、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

この条例につきましても、先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものでございます。

次の12ページをお願いいたします。

第1条では、紀の川市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、新しい教育委員会制度において教育委員長が廃止されることに伴いまして、教育委員会委員長の報酬の欄を削除するものでございます。

第2条は、紀の川市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正で、教育長が特別職となることに伴い、現行の条例に教育長を含めた題名と条文とするもので、次のページに新たに教育長の報酬を追加しております。

第3条は、教育長が特別職となるため、紀の川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止するものでございます。

附則第1項で、施行日を平成27年4月1日とし、附則第2項は、経過措置として、現在の教育長の任期中については現行のまま運用する旨を規定し、附則第3項では、本則第2条の改正により条例のタイトルが変更となるため、紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例において、引用条例を変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第5号から議案第7号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第5号 紀の川市保育料徴収条例の制定についてであります。議案書16ページをお願いします。

従来、保育料の徴収規定につきましては、国の保育料基準内での制定であることから、規則委任で整備しておりましたが、地方分権推進一括法の施行による義務づけや格付の見直し及び条例制定権の拡大を踏まえ、また子ども・子育て支援法がこの4月から施行され

ることから、保育料の徴収規定を条例委任し制定するものでございます。

制定内容であります。第1条では、条例の趣旨を。第2条では、用語の定義を。第3条では、支給認定保護者の保育料を認定区分に応じ別表第1から別表第3に規定している旨を。第4条では、途中入所の保育料規定を。第5条では、保育料の徴収規定を。第6条では、延長保育料について別表第4に規定している旨を。第7条、第8条で、減免及び納期を規定し、附則で、平成27年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第6号 紀の川市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書21ページをお願いします。

介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令において定めることとされていた指定制介護予防支援の基準等が、地方自治体の条例により必要な基準等を定めることとされたため、制定するものでございます。

制定内容であります。第1条では、条例の趣旨を。第2条では、条例で使用する用語の定義を。第3条では、申請者の資格を。第4条では、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を。第5条では、利用者の人権擁護に関することを定めており、附則で、平成27年4月1日から施行することといたしております。

続いて、議案第7号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の制定についてであります。議案書24ページをお願いします。

那賀老人福祉施設組合は、平成28年3月31日をもって解散することを予定していることにより、構成市であります岩出市との協議の上、解散に伴う清算金の適正な管理並びに健全な運営のため基金を設置するものでございます。

本則第1条から第5条までは、設置目的、基金の積立額、基金の管理・運用規定を。第6条で、この基金の処分規定を定め、附則で、平成27年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第5号から議案第7号の説明といたします。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第8号の紀の川市財産区管理会条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書25ページをお願いいたします。

紀の川市財産区管理会条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由につきましては、紀の川市発足当初は、管理会制をしく財産区管理会条例について、それぞれ個々の条例を制定しておりましたが、今回、紀の川市の財産区として統一、一本化した管理会条例を制定すべきとの考え方から、また条例上の不備を補完する必要が

あることから、11財産区管理会の承諾が得られましたので、池田財産区管理条例等を廃止し、紀の川市財産区管理条例を新たに制定するものであります。

次の26ページをお願いいたします。

第1条では、条例の趣旨を。第2条では、池田財産区を初めとする11財産区の設置と委員人数の組織構成を。第3条では、委員の選任方法等を。第4条では、委員の失職及び資格決定の規定を。第5条では、会長及び副会長の選出方法と役割を。第6条では、管理会の招集方法を。第7条では、会議の方法を。第8条では、議事運営に関する必要な事項はそれぞれの管理会で定めるものとし。第9条では、管理会の同意を要する事項について。

おめくりをいただきまして、28ページの第10条では、委員の報酬額と支給方法を。第11条では、費用弁償の規定を。第12条では、議事運営に関する規定をそれぞれ定めております。

なお、附則で、施行期日を平成27年4月1日とするものとし、従前の池田財産区をはじめとする11財産区管理条例と最上、神田、市場、元財産区及び調月財産区管理会委員の費用弁償条例を廃止する規定と経過措置規定を設けてございます。

また、第10条、報酬額については、29ページで別表のとおり定めておりますが、金額面で大きな乖離があります。旧町において、それぞれの財産区管理運営等において、適切な金額として決定されたものでございますが、今回その調整までには至っておりません。

今後において、委員活動の状況等を考慮し、さらに委員皆様の御意見等を十分伺った上で、各管理会で調整に努めていただくよう取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、30ページ、議案第9号 紀の川市職員等の旅費に関する条例の一部改正につき、補足説明をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

第4条第2項第1号の改正は、現行では100キロメートル以上の路線でしか認めていない特急料金を、和歌山市内発の列車に限り、70キロメートル以上でも認めるものであります。これにより、和歌山～新大阪間が対象となります。

施行は、平成27年4月1日からです。

続きまして、次の32ページ、お願いいたします。

議案第10号 行政手続条例の一部改正についてでございます。

処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、抜本的な見直しがありましたので、条例につきましても改正を行うものでございます。

34ページのほうをお願いいたします。

第3条でございますが、議会の議決または同意もしくは承認によりされた処分を適用除外に追加をしております。

38ページ、お願いいたします。

条例第33条第2項は行政指導の方式を新設し、行政指導をする際に、その根拠となる法令等の条項や当該条項に規定される要件に適合する理由を示さなければならないと定めることで、行政指導の手続の透明性を高め、条例第32条に規定する不適切な行政指導を防止し、行政指導の相手方の権利利益の保護を図るものでございます。

次の39ページでございます。

条例第35号も、新たに条項を新設しております。行政指導の中止等の求めとして、法令等に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者が、当該行政指導がその要件を定めた法令等の規定に違反する場合には、その中止、その他必要な措置を講ずることを求めることができることとしました。これにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上、行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることとしております。

次のページ、お願いします。

条例第36条も、同じく新設で、処分の求めとして、法令等に違反している事実を知る者が市の機関等に申し出て、その是正のための処分または行政指導を行うことを求めることができるものとし、この規定により行政運営における公正の確保と透明性の向上、国民の権利利益の保護を図るものでございます。

附則におきましては、施行日を平成27年4月1日からとし、第2項では、行政手続条例第33条第2項を追加することによる項ずれのための改正をしております。

以上でございます。御審議をお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第11号から議案第16号までの6議案について、御説明申し上げます。

まず、23ページでございます。

議案第11号 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正箇所は、下線の部分となっております。支給対象医療費の拡充を行うため、第2条第3項に、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を追加するものでございます。

附則として、第1項、この条例は、平成27年8月1日から施行する。第2項は、改正後に受けた医療に係る医療費についての経過措置の規定でございます。

続きまして、議案第12号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正について、御説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

改正箇所は、下線の部分となっております。支給対象医療費の拡充を行うため、第2条第4項に訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を追加するものでございます。

附則として、第1項、この条例は、平成27年8月1日から施行する。第2項は、改正後に受けた医療に係る医療費についての経過措置の規定でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

議案第13号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これも改正箇所につきましては、下線の部分となっております。

支給対象要件を拡充するため、第2条第3項にDV被害者等に対する支援として、第7号を新たに制定し、追加。

次のページをお願いします。

また、支給対象医療費の拡充を行うため、第5条第2項に訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を追加するものでございます。

附則として、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正は、平成27年8月1日から施行する。第2項は、改正後に受けた医療に係る医療費についての経過措置でございます。

次に、50ページをお願いします。

議案第14号 紀の川市墓地条例の一部を改正する条例でございます。

同じく、改正箇所は、下線の部分となっております。

第2条は、墓地の所在地を地籍調査による正規の地番に、また那賀第1墓地につきましては、代表地番に変更するものでございます。第4条は、字句の改正を。

次のページ、第5条は、矢倉墓地、小坂墓地、那賀第1墓地、那賀第2墓地、王子第1墓地を墓地に、また第2項の那賀第1墓地、那賀第2墓地、王子第1墓地について墓地の返還があった場合、納めた使用料を全額還付する条文を削り、第3項を第2項に改正するものでございます。第6条につきましては、字句の改正、新たに第2項として、納めた使用料は還付しない旨を。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる条文を制定し、追加するものでございます。第7条、第8条は字句の改正を。

次のページお願いいたします。

別表第1につきましては、その1、その2の矢倉・小坂墓地の表の名称を第1項、矢倉墓地区画、第2項、小坂墓地区画に、その3の墓地配置図を詳細な図にあらわし、第3項、那賀第1墓地区画とし、その4、その5を第4項、那賀第2墓地区画、第5項、王子第1墓地区画に改正するものでございます。

54ページから56ページの別表第2につきましては、第3項では、那賀第1墓地使用料を表のとおり改正するものでございます。改正理由といたしましては、他の市営墓地の使用料と比較いたしますと著しく乖離しておりますことから、今回見直しを行い、改正をお願いするものでございます。

附則として、第1項は、この条例の施行期日を、第2項は、那賀第1墓地、那賀第2墓地及び王子第1墓地について、墓地の返還があった場合の使用料の還付に関する規定でございます。

なお、別冊の議案資料9ページに、那賀第1墓地の区画図を拡大して掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

続きまして、58ページをお願いします。

議案第15号 紀の川市あき地管理の適正化に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正箇所は、下線の部分となっております。第6条第2項は、字句の改正を。第7条は、提案理由のとおり、あき地の雑草または枯れ草の除去について市への委託を廃止するため、7条の規定を削り、第8条を第7条とするものでございます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

議案第16号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正箇所は、下線部分となっております。今回改正する条文は全て新たに新設するものでございます。

第9条の2では、所定の集積所に排出された資源物の持ち去りの禁止等の規定を。第9条の3では、資源物を収集または運搬したものに対し、警告・勧告・及び命令することができる規定を。

61ページの第9条の4第1項では、違反行為の事実を公表することができる規定。また第2項では、違反行為を公表しようとするときの規定を。第34条では、命令に違反し、資源物を収集または運搬した者への罰則の規定を。第35条では、違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人または人に対して第34条の罰金刑を課する規定を新設するものでございます。

62ページの附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第34条、第35条は、周知期間を設ける必要がございますので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第17号から議案第19号までの3議案の御説明を申し上げます。

まず、議案第17号 紀の川市心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部を改正する条例であります。議案書64ページをお願いします。

改正内容であります。障害者総合支援法の施行により、難病患者等が障害福祉サービスの受給対象者に加えられたことに伴い、市独自事業の本則の受給資格に難病患者等を加え、難病患者等への支援を図ることとし、一方、国の施策であります特別児童扶養手当の受給者については制度を見直し、国または県の制度で救済されない者のみに受給者を限定した上、特別児童扶養手当では対象外でありました施設入所児も受給対象とするものでござ

ざいます。

このことにより、表題及び本則第1条中の心身障害児在宅扶養手当の「在宅」を削除し、受給資格規定第2条各号のうち、第4号を改め、また新たに第2条第2項を加える改正でございます。

なお、附則で、平成27年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第18号 紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。議案書67ページをお願いします。

改正内容であります。主に3点の改正がありますので、説明させていただきます。

まず1点目は、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画に基づき、各所得段階の介護保険料率の改定によるもので、新第5段階、改正条文第6条第1項第5号を保険料基準年額7万1,000円と定め、新第1段階から新第11段階の各所得段階の保険料を規定してございます。なお、保険料基準年額につきましては、給付費の増加等により、第5期に比べ年額で1万1,000円高くなっております。

2点目は、新たに低所得者の支援第1段階、改正条文第6条第1項第1号については、保険料の軽減制度が設けられたことにより、議案書69ページ、改正条文第6条第2項を追加し、平成27年度及び平成28年度の保険料率を規定してございます。なお、平成29年度実施分については、未確定な部分がありますので、追って条例改正をお願いしたいと思います。また、この条文の整備については、介護保険法施行令の公布がおくれるため、施行期日については、附則で規則に委任する規定を設けてございます。

3点目は、地域における医療や介護の総合的な確保を推進するための関係法律の改正により、平成27年度から市の事業である地域支援事業に移行される介護予防・日常生活支援総合事業については、制度改正に合わせた体制を構築するのが困難なことから、議案書70ページの附則に、総合事業等に関する経過措置として、12項から15項の4項を追加し、12項では、訪問系、通所系サービスの事業実施時期を平成29年3月31日までの間において規則で定める日とする旨を、13項から15項には、移行されるその他の事業の事業実施時期をそれぞれ平成30年3月31日までの間において、規則で定める日とする旨を規制してございます。

附則で、施行期日を平成27年4月1日とし、経過措置として、平成26年度以前の年度分の保険料について定めてございます。

続いて、議案第19号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例であります。議案書74ページ、75ページをお願いします。

改正内容であります。介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行により、本則第5条第2項中、指定複合型サービスを指定看護小規模多機能型居宅介護に改めるものです。

なお、附則で、平成27年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第17号から議案第19号の説明といたします。御審議、よろしく願います。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第20号 紀の川市都市公園条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きください。

本条例の改正は、施行日ごとに3条文での構成となります。第1条では、字句の改正及び別表第2において、備考の位置を改めるものでございます。

80ページ以降の第2条では、紀の川市民公園及び紀の川市民体育館の追加と使用料を設定するものでございます。

83ページ以降の第3条では、愛宕池公園の使用料を改定するとともに、個別条例で規定されていた粉河河南緑地、粉河河北緑地を追加し、使用料を設定するものでございます。

87ページの附則の第1項では、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定は、平成27年4月29日から、第3条の規定は、平成27年6月1日から施行とするものでございます。第2項では、第1号、紀の川市児童公園条例、第2号、紀の川市粉河河南緑地公園条例、第3号、紀の川市秋葉山公園条例の3条例を廃止するものでございます。第3項では、紀の川市児童公園条例等の廃止に伴う経過措置を記載してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第21号と議案第22号の2議案について、補足説明申し上げます。

議案第21号 紀の川市立図書館条例の一部改正についてでございます。

議案書の89ページをお願いいたします。

89ページの第1条の表中第2条では、粉河図書館の廃止を。また第5条では、字句の訂正を。第2条の表中第2条、おめくりいただきまして90ページでございます。には那賀図書館の廃止を。続きまして、第3条の表中の第2条では、桃山図書館の廃止を。第4条の表中第2条、91ページでございますが、こちらでは貴志川図書館の廃止を行いまして。第5条、表中第2条で、打田図書館を河北図書館に名称を変更するとともに、新たに河南図書館を貴志川町神戸327番地の1に設置するものでございます。

なお、それぞれの図書館の廃止時期と河南図書館の開設時期につきましては、附則でそれぞれの施行日を定めてございます。

続きまして、議案第22号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正についてでございます。

議案書の93ページをお願いいたします。大きな変更点を御説明申し上げます。

まず、表の部分全体でございますが、各施設ごとの整備が整ってございませんでしたので、このたび旧町の建制順に並びかえをいたしまして、表全体の整理をしてございます。

また、使用料につきましても、統一を図ったところでございます。施設面では、通称粉河運動場を粉河河北緑地として都市計画に移管をしてございます。このことに伴いまして、社会体育施設から削除をしてございます。また、旧粉河町の体育館、武道館を用途廃止し、かわって旧粉河中学校の体育館、武道館、運動場を社会体育施設として利用するため、所要の改正をお願いするものでございます。

なお、附則で、本条例の施行日を平成27年6月1日と定めてございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、104ページをお開き願います。

議案第23号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

表題に、補正予算書と書いております別冊の1ページをお開き願います。

今回の補正額は、7億3,711万4,000円の減額、歳入歳出予算の総額が320億2,167万2,000円となります。

第2条は、繰越明許費に係る規定。第3条は、地方債の補正に係る規定です。

続いて、2ページ、お願いいたします。

第1表、歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、諸収入、市債を減額し、国庫支出金、財産収入を増額としております。

続いて、3ページからの歳出には、国の補正予算で交付される地域住民生活等緊急支援のための交付金対象事業の増額のほか、各事業の事業費確定に伴う減額措置を中心に補正を行っております。

続いて、5ページから7ページにつきましては、繰越明許費、2款、総務費から11款、災害復旧費まで、合わせて19事業でございます。年度中の執行が見込めず、翌年度に繰り越しをして執行する事業でございます。

次の8ページから9ページにかけまして、今回の補正による各事業の地方債の限度額を変更しております。

それでは、別冊の説明書の4ページのほうお開きいただきたいと思います。

まず、歳入から御説明させていただきます。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金のうち、地域住民生活等緊急支援のための交付金2億400万円を増額としております。この交付金は、地方が実施する地域における消

費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援する地域消費喚起生活支援型と地方による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施等に対し、国が支援する地方創生先行型という二つのタイプで構成され、地方の積極的な取り組みを支援する交付金でございます。

続きまして、7ページ、お願いいたします。

18款、2項、1目、基金繰入金のうち、財源調整のため財政調整基金からの繰入額を3億5,814万1,000円の減額としております。その他の歳入については、事業費の確定に伴う増減ですので、説明は省略させていただきたいと思っております。

続いて、9ページ、お願いいたします。

歳出でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金、合わせて2億400万円に係る事業を中心に御説明をさせていただきます。

この事業につきましては、全額平成27年度に繰り越しをしまして、平成27年度において執行されるということになります。

それでは、11ページをお願いします。

2款、1項、7目の企画費の婚活支援事業142万1,000円の増額です。現在実施している婚活イベントに追加し、新たな結婚相談を受け付けるサポート窓口の開設と結婚を希望する人を対象にしたセミナー開催に要する経費です。次の地方版総合戦略等策定事業1,000万円については、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に連動し、本市の今後5年間の地方版総合戦略を策定する事業で、国の人口ビジョンデータを分析し、本市課題に応じ、具体策を策定してまいります。

続いて、19ページ、お願いいたします。

3款、2項、6目、児童福祉施設費、保育所保育環境充実事業として、補正額3,851万6,000円、この事業は、保育環境の充実に図るために市内の公立保育所、私立保育園の遊具、絵本及び防災用品等を整備する事業でございます。

続いて、25ページをお開き願います。

7款、1項、2目、商工振興費、商工会商品券補助事業、補正額1億3,000万円の増額です。地域の消費喚起を促すため、プレミアム率を例年の10%から30%に高め、商品券を発行する事業でございます。

次の3目、観光振興費、観光プロモーション強化事業1,368万5,000円の増額。フルーツのまち紀の川市を定着させるため、ふるふる娘やキャンペーンスタッフらが主になり、都市圏において定期的な観光PRや情報発信には欠かせないホームページやSNSを利活用した取り組みを行い、各種プロモーションの強化を図る事業でございます。

続いて、30ページをお開き願います。

9款、1項、1目、消防総務費の中で、防災用品備蓄事業179万2,000円の増額です。この事業は、災害に備えて乳幼児を対象にした粉ミルク、離乳食、紙おむつ等を購入する事業であります。

31ページ、お願いします。

10款、2項、1目、学校管理費、小学校防災用品配備事業として858万6,000円の増額、管内小学校に災害発生時への備えとして、防災用ヘルメットを配備する事業でございます。

以上、7事業が地域住民生活等緊急支援のための交付金、合わせて2億400万円に係る事業でございます。

交付金事業以外としまして、ページをお戻りいただきまして、25ページに、6款、2項、2目、林業振興費、鳥獣対策事業として195万円、イノシシ捕獲頭数が大幅に増加するため、増額としております。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、議案第24号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書10ページをお願いいたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,272万1,000円とするものでございます。

2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、11ページ、12ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の3ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款、県支出金、1項、県補助金において、償還推進助成事業費補助金の確定による525万6,000円の増額計上でございます。

次に、4ページをごらんください。

歳出につきましては、1款、土木費、1項、住宅費において、歳入増額分を全額一般会計繰出金に増額の計上を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第25号、議案第26号の2議案について、御説明申し上げます。

議案書、まず106ページ。

議案第25号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の予算書、13ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,941万5,000円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億9,330万3,000円とするものでございます。

第2項、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

14ページ、15ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

別冊の補正予算説明書、お願いいたします。

3ページでございます。

3款、国庫支出金、6款、県支出金は、高額医療費共同事業負担金の額の確定見込みによりそれぞれ927万8,000円の減額、7款、共同事業交付金は、それぞれの交付金の決定見込みにより、高額医療費共同事業交付金につきましては4,915万2,000円の増額、保険財政共同安定化事業交付金につきましては7,613万8,000円を減額するものでございます。

4ページ、歳出でございます。

2款、保険給付費は、一般被保険者分で、決算見込みにより予算額に不足が生じるため、療養給付費、療養費と増額するものでございます。

7款、共同事業拠出金は、それぞれの拠出金の額の確定見込みにより高額医療費拠出金、保険財政安定化共同事業拠出金を増額する措置をし、所要の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案書107ページ。

議案第26号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。予算書、16ページをお願いいたします。

平成26年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところでございます。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,107万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,268万円とするものでございます。

第2項、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

17ページ、18ページは、「第1表 歳入歳出補正予算」でございます。

別冊の予算説明書、3ページをお願いいたします。

3款、繰入金で、保険基盤安定繰入金の確定により206万5,000円の減額。

5款、諸収入、雑入は、平成25年度後期高齢者医療広域連合納付金の確定による返還金2,314万4,000円の増額でございます。

4ページ、歳出では、2款、後期高齢者医療広域連合納付金で206万5,000円の減額。

5款、諸支出金で、一般会計繰出金2,314万4,000円を増額し、所要の補正をお願いするものでございます。

以上、2議案の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第27号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、19ページをお願いします。

平成26年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ268万6,000円減額し、歳入歳出それぞれ63億1,451万3,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容についてであります。別冊の紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）に関する説明書、3ページをお願いします。

歳入の3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、県支出金は、本年度の交付金の確定による予算精査をお願いするものでございます。

続いて、歳出では、歳入に伴う財源の組み替え、各事業実績に伴う予算減額とあわせ、7ページ、4款、基金積立金で、介護保険準備基金の積み立て利子の不足分の予算措置をお願いするものでございます。

以上、議案第27号の説明といたします。御審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、議案第28号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の22ページをごらん願ひします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,771万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億571万9,000円とするものでございます。

2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、23ページから24ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条として、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、25ページの第2表、繰越明許費のとおりでございます。

第3条の地方債の変更は、26ページの「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

補正内容は、別冊の予算説明書の3ページ以降にございますように、まず、歳入でございますが、1款の分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料につきましては、決算見込みによる減額でございます。

3 款の国庫支出金につきましては、交付決定額のとおり減額を、8 款の諸収入につきましては、消費税、地方消費税還付金の確定による減額でございます。

9 款、市債につきましては、事業費の確定に伴う借り入れ額の減額でございます。

次に、5 ページの歳出でございますが、1 款、1 項、2 目、施設管理費につきましては、汚水量見込みの修正に伴う流域下水道維持管理負担金の減額でございます。

また、2 款、1 項、1 目、公共下水道事業費につきましては、交付金の決定及び水道管の移設補償費の確定による減額でございます。

また、2 目、流域下水道事業費では、水質検査委託料及び紀の川中流流域下水道那賀処理区事業建設負担金において、事業費の確定による減額でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第29号から議案第31号の3議案について、説明申し上げます。

まず、議案第29号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明申し上げます。

補正予算書の27ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出予算総額からそれぞれ385万3,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、28ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

28ページの歳入では、7款、諸収入及び8款、市債を。

29ページの歳出におきましては、1款、衛生費と3款、予備費について補正を計上しております。

補正の目的は、主に決算見込みによる予算調整でございます。補正の詳細につきましては、別冊の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）説明書、3ページをごらんください。

まず、歳入ですが、7款、2項では、受託事業収入、決算見込みに基づき減額しており、8款、市債については、事業費の決定並びに簡水債と辺地債の割り振りについて、県との協議により決定したための調整を行っております。

4ページは、歳出でございますが、簡易水道施設管理運営事業において事業費が確定いたしましたので、13節、委託料並びに15節、工事請負費を減額調整しております。

続きまして、議案第30号 平成26年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

これも、全て決算見込みによる調整でございます。

補正予算書の31ページをお開きください。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を行っております。収益的収入につきましては、1億1,065万5,000円、収益的支出が8,082万3,000円をそれぞれ減額。

第3条、資本的収入及び支出におきまして、収入で947万7,000円を減額、資本

的支出では7,548万5,000円を減額するとともに、資本的収入が資本的支出に対し、不足する額についての補填方法を調整してございます。

おめくりいただきまして、32ページの第4条におきまして、企業債の限度額について390万円の減額補正を計上しております。補正の詳細としましては、別冊の紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書の5ページからをごらんください。

収益的収入につきましては、1款、1項、1目、給水収益でございますが、決算見込みによる減額。

1項、2目、受託工事収益の減については、公共下水道事業等で支障となる水道管布設がえに要する補償費に確定による減額でございます。

また、6ページの収益的支出では、1款、1項、3目、受託工事費の減については、先ほどの受託工事収益の減と同じで、受託工事費の確定によるものでございます。

2項、2目、消費税及び地方消費税につきましては、建設改良事業で一部繰り越しの発生があったこと、また決算見込みにより納付消費税額について仮算定した結果、予算調整を行ってございます。

7ページの資本的収入では、建設改良事業の確定により、企業債の減額並びに工事負担金による水道管布設事業の事業費確定による工事負担金の減額補正となっております。

8ページの資本的支出では、取水及び配水設備工事費において、事業費の確定による減額措置でございます。

水道事業会計補正予算（第2号）については、以上でございます。

続きまして、議案第31号 紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。

補正予算書の33ページをお開きください。

本会計についても、全て決算見込みによる補正でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

まず、収入につきましては46万7,000円、支出では476万7,000円をそれぞれ減額。

第3条、資本的収入及び支出におきましては、収入で1,315万1,000円、資本的支出では1,095万9,000円を減額するとともに、資本的収入が資本的支出に対し、不足する額についての補填方法を調整しております。

補正の詳細については、別冊の紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書の5ページからをごらんください。

1款、工業用水道事業収益での1項、1目、給水収益の増額については、使用実績見込みにより、また2目の受託工事収益の減額につきましては、受託工事に係る決算見込みによるものでございます。

6ページの収益的支出では、1款、1項、3目、受託工事費については、事業費の確定によるものです。

2項、2目の消費税及び地方消費税については、決算見込みによる仮算定の結果、所要の調整を行ってございます。

7ページの資本的収入では、工事負担金の減。

8ページの資本的支出では、工事負担金を財源とした建設改良事業の事業費並びに単独事業費の確定に伴い、減額補正を行ってございます。

工業用水道事業会計の補正については、以上でございます。

以上、3議案について、補足説明を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、議案第32号 平成27年度紀の川市一般会計予算について、補足説明をさせていただきます。

別冊の平成27年度予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度紀の川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ309億5,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条は、債務負担行為に係る規定。第3条は、地方債に係る規定。第4条で、一時借入金の最高額を93億円と定め。第5条で、歳出予算の流用について規定をしております。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算でございます。

2ページから6ページにかけまして、歳入歳出としてそれぞれの款項にわたりまして、309億5,000万円の合計額を見込んでおります。内容は、後ほど御説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。債務負担行為の事項、期間、限度額を順次申し上げます。庁舎総合管理委託、平成28年度から平成30年度1億5,700万円、公有財産台帳整備委託、平成28年度950万円、紀の川市土地開発公社が借り入れする事業資金の債務保証、平成27年度10億円に借り入れ期間中の利子をした額、用途地域調査業務委託、平成28年度600万円、防災行政無線デジタル化工事、平成28年度から平成31年度11億4,900万円でございます。

続いて、次のページ、第3表、地方債お願いいたします。

起債の目的と限度額を順次申し上げます。児童福祉施設整備事業4,880万円、清掃施設整備事業7億1,950万円、農業施設整備事業4,750万円、道路橋梁整備事業8億9,210万円、都市計画施設整備事業2億6,790万円、消防施設整備事業7,430万円、小学校施設整備事業4億7,580万円、中学校施設整備事業1億1,060万円、臨時財政対策債9億5,000万円、合計額が35億8,650万円でございます。

す。

それでは、歳入歳出につきましては、別冊でお手元に平成27年度の予算説明書と、それから、「平成27年度当初予算の概要」（主要事業編）と（財政資料編）を配付させていただきます。

まず、平成27年度当初予算の概要の財政資料編の1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

市税の総額が64億605万4,000円、対前年度比がマイナス2.9%の伸び率です。市税につきましては、下の欄の表の市税の内訳をごらんください。

市民税が27億7,160万円、対前年度比マイナス1.2%です。全国的な経済情勢は、緩やかな回復にあると言われてはいますが、地方の景気は依然として低迷していることから、特に個人所得の増加が見込めず、また生産年齢人口の減少などから減額としております。

続いて、固定資産税が27億1,865万4,000円、対前年度比マイナス4.8%、依然として土地価格の下落が続いていることから、宅地の評価額が前年を下回り、さらに家屋の評価がえの下落と償却資産の増加が見込めないなどの理由により、減額としております。

軽自動車税が1億9,550万円、対前年度比4.2%の増。

たばこ税が3億8,800万円、対前年度比マイナス4.0%。

都市計画税3億3,230万円、対前年度比マイナス4.6%となっております。

また、上の表にお戻りいただきたいと思っております。

地方譲与税2億3,000万1,000円、対前年度比マイナス4.2%、地方財政計画を参考に減額しております。

利子割交付金2,600万円、配当割交付金2,800万円、株式等譲渡所得割交付金700万円、いずれも平成26年度の交付実績から推計をして予算計上しております。

続いて、地方消費税交付金5億8,300万円、対前年度比4.1%の増、地方消費税率の改定に伴い2,300万円の増額を見込んでいます。

ゴルフ場利用税交付金2,900万円、対前年度比マイナス31.0%、これはゴルフ場が1カ所閉鎖したためによる減額です。

自動車取得税交付金3,500万円、次の地方特例交付金3,100万円についても、平成26年度の交付実績から推計して予算計上しています。

地方交付税が109億5,000万円、対前年度比1.8%の増、1億9,000万円の増額です。地方財政計画を参考に、合併算定がえ及び公債費の算入分を加味して算出しております。

交通安全対策特別交付金600万円、平成26年度実績等から推計をしています。

分担金及び負担金4億180万7,000円、対前年度比6.3%の増、県営耕作放棄地

解消発生防止基盤整備事業など、県営事業に係る分担金が増額となっております。

次に、使用料及び手数料は2億4,521万4,000円、対前年度比3.5%の増については、平成26年度の実績から推計するほか、市民体育館の使用料を増額としております。

国庫支出金33億8,566万2,000円、対前年度比がマイナス9.2%、3億4,264万9,000円の減額です。減額理由は、社会資本整備総合交付金及び臨時福祉給付金給付事業費補助金が減額となっている理由でございます。

県支出金20億8,027万円、国体会場地市町村運営交付金、多面的機能支払事業補助金の増額等により、対前年度比16.0%の増を見込んでおります。

財産収入4,180万円、対前年度比14.3%の増です。旧貴志川分庁舎賃借料による増額などを見込んでおります。

寄附金が8万2,000円を計上しています。

続いて、繰入金15億3,838万4,000円、対前年度比マイナス17.1%、3億1,799万8,000円の減額。減額理由は、財政調整基金からの繰り入れが減額となっております。

繰越金5,000万円、前年度繰越金を計上しております。

諸収入12億8,972万6,000円、対前年度比マイナス14.2%、2億1,277万4,000円の減額、土地開発公社経営資金貸付金等の減額でございます。

市債発行額は35億8,650万円、対前年度比マイナス13.2%、5億4,650万円の減額で、合併特別債対象事業の減によるものでございます。

以上、歳入合計が309億5,000万円でございます。

次に、歳出については、次の2ページをお開き願います。主に、増減理由を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

議会費につきましては2億6,188万7,000円、対前年度比8.3%の増でございます。

続きまして、総務費41億7,035万円、対前年度比マイナス15.6%、額にして7億7,059万1,000円の減額、貴志川分庁舎の整備事業、土地開発公社経営支援資金貸付金が減額としております。

民生費93億8,124万1,000円、対前年度比3.6%の増、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の増額のほか、学童保育施設整備事業の増額などによるものでございます。

衛生費34億3,891万3,000円、対前年度比22.1%の増、6億2,352万4,000円の増額、主に紀の海広域施設組合負担金の増額によるものです。

労働費が12万8,000円、雇用対策事業を計上しています。

農林業費8億7,029万7,000円、対前年度比26.3%の増、1億8,123万円の増額、多面的機能支払交付金事業、震災対策農業水利施設整備事業などに伴う増額

です。

商工費1億7,573万4,000円、対前年度比マイナス10.8%、これは商工会商品券補助事業を平成26年度補正予算に繰り上げ計上したため、減額となっております。

土木費が40億7,504万5,000円、対前年度比マイナス8.0%、3億5,425万3,000円の減額、都市公園整備事業費の減額によるものです。

続いて、消防費が11億270万2,000円、対前年度比5.1%の増で、主に防災行政無線デジタル化事業による増額です。

教育費26億505万1,000円、対前年度比マイナス30.1%、11億2,108万2,000円の減額です。学校給食センター建設整備事業や竜門小学校校舎等改築事業費の工事費の減額によるものでございます。

災害復旧費には、1万3,000円を計上。

公債費が48億1,863万9,000円、対前年度比マイナス1.4%。

予備費5,000万円。

以上、歳出合計、合わせまして309億5,000万円を計上させていただいております。

また、別冊でお渡しの「平成27年度当初予算の概要」（主要事業）をごらんいただきたいと思っております。

3ページから16ページにかけて、一般会計の133の新規、重点事業を本市の長期総合計画に掲げる五つの政策目標ごとに担当課、事業名、事業概要、予算額を掲載しております。説明は省略させていただきますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、平成27年度一般会計当初予算の概要でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、議案第33号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書、10ページをお開き願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,500万円、前年度と同額を計上するものでございます。

2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、11ページ、12ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条として、一時借入金の借り入れの最高額を800万円と定めるものでございます。内容につきましては、別冊予算説明書の217ページをお開きください。

歳入では、5款、諸収入、2項、貸付金元利収入において現年分滞納繰り越し分、合計で2,418万5,000円を計上し、前年度比1万9,000円の微増となっております。

次に、218ページの歳出では、1款、土木費、1項、住宅費において、1,690万

2,000円の計上でございまして、前年度比で55万6,000円の増額でございます。

次に、219ページの2款、公債費、1項、公債費において、長期債、元金、利子合計で746万8,000円の計上であり、前年度比で66万7,000円の減額となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、議案第34号 平成27年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきますので、別冊の平成27年度予算書の13ページをお開き願います。

平成27年度紀の川市土地取得事業特別会計予算、歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳入では、財産収入として、基金利子80万円を見込み、歳出では、同額を土地開発基金に積み立てをするものでございます。

土地取得事業特別会計については、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第35号から議案第37号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第35号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊の予算書、16ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94億3,100万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を29億円とするものでございます。

第3条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

詳細について、御説明申し上げます。

別冊の予算説明書をお願いいたします。

235ページでございます。

1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者保険税であります。税率の改正を行わないことから、平成26年度における直近の調定額を基礎に推定見込み人数1万8,550人に対し、現年課税分14億1,410万円、滞納繰り越し分で26年度決算見込み額をもとに7,140万円、合計14億8,550万円を計上してございます。

2目、退職被保険者につきましては、一般被保険者と同様の算定方式により推定見込み人数1,250人に対して、現年度課税分1億2,820万円、滞納繰り越し分430万円、合計1億3,250万円を計上してございます。

236ページから238ページにかけての3款、国庫支出金、4款、療養給付費等交付金、5款、前期高齢者交付金、6款、県支出金、7款、共同事業交付金につきましては、それぞれの関連する歳出予算に対し、一定の算出基準等に基づき、国・県等からの負担金、補助金及び交付金を計上してございます。

238ページから239ページにかけての9款、繰入金ですが、1項、一般会計繰入金につきましては、法定の繰り入れ分を、3項、基金繰入金5,000万円は、歳入不足に対する財源措置として国民健康保険事業運営基金を活用してございます。歳入合計94億3,100万円として予算編成してございます。

次の241ページ、歳出について説明させていただきます。

1款、総務費につきましては、国保事務に要する経費、国保連合会への負担金や国保税の徴収事務に要する経費等を計上してございます。

243ページから245ページにかけての2款、保険給付費につきましては、退職被保険者分で減額がございましたが、全体では増額計上とさせていただいております。

次に、3款、後期高齢者支援金等、4款、前期高齢者納付金等、6款、介護納付金につきましては、国等が示された算定式に基づき算出したしました額を、5款、老人保健拠出金につきましては、事務費は実績に基づく額を、7款、共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金におきましては、制度改正により対象を出したことが従来は30万円以上となっておりますが、今年度からは1円からに変更されることから、12億1,800万円余りの増額となっております。

以上、歳出合計94億3,100万円として予算編成させていただいてございます。

続きまして、議案第36号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、別冊の予算書21ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,600万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を2,300万円とするものでございます。

別冊の予算説明書254ページ、255ページをお願いいたします。

1款、診療収入につきましては、26年度決算見込み額をもとに、3款、繰入金につきましては、経営補助として一般会計からと国保会計からそれぞれ繰り入れを。

歳入につきましては、合計7,600万円です予算編成してございます。

続いて、256ページから259ページの歳出でございますが、1款、施設費につきましては、主なものとして、医師の報酬、職員給与、また事務費等を、それと薬材料費等を

計上してございます。

2款、公債費につきましては、長期債元金と利子でございます。

歳出合計7,600万円として予算編成しております。

続きまして、議案第37号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

別冊の予算書、24ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,800万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を4億3,000万円と定めるものでございます。

別冊の予算説明書271ページ、272ページをお願いいたします。

1款、保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合で決定された保険料率に基づいて賦課決定される保険料、3款、繰入金につきましては、事務費に係る繰入金、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金、医療給付に係る療養給付費繰入金を計上させていただいております。

歳入合計14億2,800万円でございます。

273ページから275ページ、歳出でございます。

1款、総務費につきましては、保険給付等に要する経費と保険料の徴収に要する経費、2款 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の方から徴収する保険料、保険基盤安定制度負担金、療養給付費負担金、事務費負担金、3款、保険事業費につきましては、脳ドック検診30名分の受診委託料を計上してございます。合計、14億2,800万円でございます。

以上、議案第35号から議案第37号までの3議案についての説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第38号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊の予算書、27ページをお願いします。

平成27年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,900万円と定めています。これは、前年度と比べ3億6,300万円、率にして約5.9%の大幅な増加となっております。第2条では、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の最高額を。第3条では、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定による歳出予算の流用について定めているところでございます。

平成27年度予算につきましては、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画に沿った予算編成を行ったところでございます。

予算の主な内容であります。別冊の予算説明書、紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算に関する説明書、283ページをお願いします。

歳出の1款、総務費では、一般事務費のほか、第1号被保険者数、審査件数等を推計し予算編成をしています。

特に、284ページの1款、3項、1目、13節、委託料のうち、要介護認定業務委託料1,520万3,000円につきましては、12月議会でお認めいただきました債務負担行為の認定業務の外務委託料を予算計上してございます。

続いて、2款、保険給付費では、介護保険制度の改正点を考慮し、各種サービス受給者数及びサービス料を推計し予算計上をしているところでございますが、受給者等の増加で、前年度より3億1,080万円の大幅な増加となっている現状でございます。

また、5款、公債費であります。294ページをお願いします。

5款、2項、1目、財政安定化基金償還金3,000万円は、保険給付費の大幅な伸びにより、第5期介護保険事業計画時に設定しました介護保険料が不足したため、平成26年度に9,000万円を財政安定化基金から無利子で借り入れることにより、第6期中に3カ年分割で償還するための予算を計上しております。

一方、歳入については、制度内の財源充当による予算措置を行っていますが、給付費の伸びにより大幅な増加となっております。特に、介護保険料であります。前後しますが、278ページをお願いします。

第1款、保険料は、議案第18号で説明させていただきました介護保険料率の改定をもとに、各所得段階の人数を推計し予算計上した結果、前年度より保険料全体で1億8,810万円の増となっております。

以上、議案第38号の説明といたします。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第39号から議案第41号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第39号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について。

予算書の32ページをごらん願います。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,100万円で、対前年度比12.3%の減でございます。

2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、33ページ、34ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、35ページの第2表のとおり、地方債について定めております。

第3条で、一時借入金の借入れ最高額を3億9,000万円と定めております。

内容につきましては、予算説明書、306ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容ですが、1款、分担金及び負担金では、下水道に接続があった場合の受益者分担金並びに受益者負担金を計上してございます。受益者分担金並びに負担金合計の対前年度比は8.9%の増額でございます。

2款、使用料及び手数料では、下水道使用料並びに指定工事店と責任技術者の登録更新手数料を計上しており、下水道使用料では、当初における一般家庭、事業所及公共施設の加入申し込みを考慮し、年間使用料金を算定してございます。対前年度比11.3%の増額でございます。

307ページの3款、国庫支出金では1億7,000万円の計上で、対前年度比33.3%の減となっております。

308ページの9款、市債では2億9,690万円で、対前年度比31.7%の減でございます。

次に、309ページをお開きください。

歳出の主な内容ですが、1款、総務費においては、ほぼ前年度並みで、対前年度比1.2%の増額となっております。

1目、一般管理費については、人件費で職員1名分の減となり、310ページの2目、施設管理費については、人件費で職員1名分の減と施設管理事業で、流域下水道維持管理負担金が対前年度比2.6%の増となったため、差し引きで若干の増となっております。

2款、事業費では6億678万3,000円で、対前年度比26.8%の減となっております。

311ページの1目、公共下水道事業の内容としましては、約9ヘクタールの面整備と新たに約13ヘクタールの区域について供用開始を予定してございます。

また、312ページの2目、流域下水道事業費では、紀の川中流域下水道事業建設負担金並びに処理場周辺地域整備事業における紀の川市の負担金を計上してございます。

紀の川市公共下水道事業特別会計予算につきましては、以上でございます。

次に、議案第40号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の36ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,630万円と定めてございます。対前年度比で4.3%の増となっております。

2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、37ページ、38ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,700万円と定めてございます。

内容につきましては、予算説明書325ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容ですが、2款、使用料及び手数料の下水道使用料ですが、ほぼ前年並みとなっております。

次に、327ページの歳出でございますけども、1款、1項、総務管理費において、く

み取り手数料金の値上げにより、対前年度比約4.9%の増額となっております。他の支出内容は、ほぼ前年並みとなっております。

紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、以上でございます。続きまして、議案第41号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の39ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,050万円と定めており、対前年度比は12.5%増となっております。

2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、40ページ、41ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,300万円と定めてございます。

内容につきましては、予算説明書332ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、2款、使用料及び手数料の1項、使用料が755万4,000円で、対前年度比1.3%の減となっております。理由といたしましては、接続世帯件数の減少によるものでございます。

次に、334ページの歳出では、1款、1項、総務管理費がくみ取り手数料料金の値上げにより、対前年度比約10.1%の増額となっております。

農業集落排水事業特別会計予算につきましては、以上でございます。

以上、3議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 2時08分）

（再開 午後 2時20分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第42号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の42ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ9億6,000万円と定めております。対前年度比は3億2,700万円、率にして51.7%の増でございます。第2条では、地方債について。第3条では、一時借入金の最高額を定めてございます。

43ページの第1表、歳入歳出予算をごらんください。

歳入の主なものとしまして、2款、使用料及び手数料、1項、使用料3,977万5,000円につきましては、過去5カ年のそれぞれの4簡水ごとの平均収納率を参考に予測をしております。

3款、国庫支出金につきましては、水道未普及地域地解消事業に係るもので、補助率は40%でございます。

また、8款、市債については、水道未普及地域解消事業並びに簡易水道施設管理運営事業に係る財源でございます。

44ページ、歳出につきましては、1款、衛生費においては9億444万9,000円、対前年度比3億1,382万1,000円の増、率にして53.1%の増となっております。

1款、衛生費での主な支出は、水道未普及地解消事業に要する経費で、本年度は事業費合計で8億4,512万4,000円を計上しております。その他の経費については、ほぼ例年並みでございます。

45ページに、第2表に、本年度予定しております起債の目的、限度額等について記載してございます。

また、予算の詳細につきましては、別冊の予算説明書337ページからとなっております。後ほどごらんおき賜りますようお願い申し上げます。

簡易水道事業特別会計予算については、以上でございます。御審議、よろしくお願いたします。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 議案書124ページの議案第43号 平成27年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案書134ページの議案第53号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案について、一括して御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

別冊の平成27年度予算書46ページから78ページまでに、各財産区ごとに内容を記載してございます。また、詳細につきましては、予算説明書354ページから414ページにわたって添付をしております。

池田財産区を初めとする各財産区特別会計予算につきましては、それぞれ第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものと定めてございます。

平成27年度の11財産区特別会計予算の総額は、1,576万円で、前年度と比較いたしまして80万円の減額となっております。また、平成27年度予算の計上にあたりましては、前年度の実績内容等を十分精査を行った上で、各財産区の運営に要する経費や財産を適切に管理するための作業道補修事業、森林保育事業などの経費を計上させていただいております。

以上、議案第43号から議案第53号までの財産区特別会計予算11議案につきまして、御審議よろしくお願いたします。

○議長（高田英亮君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第54号及び議案第55号、2議案

について説明申し上げます。

先に、議案第54号 平成27年度紀の川市水道事業会計予算について、説明申し上げます。

予算書の79ページをお開き願います。

第2条の業務予定量では、27年度末給水戸数を2万2,799件、対前年度比で87件の増と予測しております。

第3条は、収益的収入及び支出に係る予算を定めてございます。

水道事業収益は13億5,950万5,000円、対前年度比は5.3%の減で、減額の主な理由は、給水収益、また受託工事収益の減少でございます。

また、収益的支出では13億3,175万6,000円で、対前年度比2.8%の減となっております。減額の主な原因は、受託工事費並びに特別損失における減額が主な原因となっております。その他の経費については、ほぼ前年並みでございます。

第4条、資本的収入及び支出予算では、大型事業の完成等により、収入、支出とも大幅減となっております。

資本的収入は3億2,009万9,000円、対前年度比で64.9%の減、また資本的支出では7億6,114万6,000円で、45.1%の減となっております。資本的支出のその他の経費については、ほぼ前年度並みでございます。

また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額4億4,104万7,000円の不足については、過年度分損益勘定留保資金並びに消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填をするものとしております。

80ページ、5条では、債務負担行為について定めており、目的は水道事業基本計画変更策定業務でございます。

第6条では、企業債について定めており、目的は水道施設整備事業でございます。

第7条では、一時借入金の限度額について。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第9条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費について。

第10条では、棚卸資産、購入限度額について定めております。

水道事業会計については、以上です。

また、予算の詳細説明については、別冊の予算説明書415ページからでございます。後ほどごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、補足説明申し上げます。

予算書の82ページをお開き願います。

第2条で、業務の予定量を定めております。加入事業所数9事業者、既存の7社のほかに新たに紀の海広域施設組合ほか1社の加入を予定しており、年間給水量を48万2,000立方メートルを見込んでおります。

3条では、収益的収入及び支出を定めております。収益的収入は4,897万5,000円、対前年度比で1.8%の減となっております。減少の主な理由としましては、給水収益の増加は見込めるものの受託工事収益が皆減したため、収益そのものは若干マイナスとなっております。収益的支出は4,304万5,000円、対前年度比は10.9%の減です。減額の主な理由としましては、収入と同じで、受託工事費が皆減したことによります。

第4条、資本的収入及び支出では、1項、工事負担金、科目設定、資本的支出においては、工事負担金を財源とする建設改良費が皆減したことにより、昨年より大幅減となっております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,787万7,000円は、減債積立金、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填をするものと予定してございます。

83ページ、第5条では、一時借入金の限度額。第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。第7条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費について定めております。第8条では、棚卸資産の購入限度額を定めております。

予算の詳細につきましては、別冊の予算説明書、449ページからとなっておりますので、後ほどごらんおきいただきたいと思っております。

以上、2議案について、補足説明を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。
○議長（高田英亮君） 企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案第56号 那賀5町新市建設計画の変更について、補足説明をさせていただきます。

議案書、137ページから140ページです。

138ページをごらんください。

那賀5町新市建設計画の変更についてでございますが、変更部分はこの表をごらんいただきまして、まず表紙に、「紀の川市平成27年3月変更」と記載、追記いたします。そして、新市建設計画の期間を当初、平成17年度から平成27年度までの11年間から平成32年度までの16年間に延長いたします。

それに伴いまして、139ページ、140ページに掲載してございます財政計画も平成32年までの計画といたしまして、合併特例債の適用を可能にするための変更をしております。

本計画を変更するにつきまして、庁内各課に新たに追加記載する事業の紹介をした結果、平成32年までに予定している、また発生するであろう事業については、既存の表現で足りるということで確認しまして、それに基づき県と協議を得まして、当該変更内容を見て本定例議会に上程させていただきました。御可決いただきました後は、知事へ提出するものでございます。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第57号から議案第59号の3議案について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第57号 権利の放棄について。

議案書の142ページをお開き願います。

記といたしまして、放棄する権利、住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権、2、債権者、住所及び氏名は、議案書記載のとおりでございます。3、放棄する債権の額、住宅新築資金国費貸付金364万7,321円、宅地取得資金国費貸付金225万4,312円、4、権利放棄の理由、債務者は、高齢と病弱で生活保護受給中であり、連帯保証人は死亡しており、償還不能と認められるため権利を放棄するものでございます。

次に、議案第58号 権利の放棄について。

議案書の143ページをごらん願います。

記といたしまして、1、放棄する権利、住宅新築資金貸付金に係る債権、2、債権者、住所及び氏名は、議案書記載のとおりでございます。3、放棄する債権の額、住宅新築資金国費貸付金375万1,396円、住宅新築資金県費貸付金481万6,758円、4、権利放棄の理由、債務者は、高齢で資力もなく、債務否認している状況で、債務引き受け承諾した保証人も高齢で生活保護を受給しており、償還不能と認められるため権利を放棄するものでございます。

次に、議案第59号 権利の放棄について。

議案書の144ページをお開き願います。

記といたしまして、1、放棄する権利、住宅新築資金貸付金に係る債権、2、債権者、住所及び氏名は、議案書記載のとおりでございます。3、放棄する債権の額、住宅新築資金国費貸付金474万9,627円、4、権利放棄の理由、抵当権の実行により債権の保全を図ったが、全額回収するには至らず、債務者は高齢で施設入所中であり、連帯保証人も高齢と病弱で、いずれも資産がなく、償還不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

以上、3議案について、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 地域振興部長 宇田美千子君。

○地域振興部長（宇田美千子君）（登壇） 議案第60号について、御説明をさせていただきます。

145ページをごらんください。

議案第60号 和解及び損害賠償の額の決定について。

自治会活動中に発生した事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成19年4月8日に発生した自治会活動中の事故について、当事者間の

協議が整い、和解するためでございます。

次のページをごらんください。

当事者は、議案書記載のとおりでございます。事故の概要について。

事故発生日、平成19年4月8日、日曜、午前9時30分ごろ。事故発生場所、議案書記載の場所でございます。事故の状況、自治会活動により市道鳥淵線の保安全管理のため、枝刈り、草刈り作業の際、市が指導事務を怠り、作業を行っていた自治会員2名のうち、1名が同作業の別の自治会員を負傷させたものでございます。

和解事項。乙は甲に対し、本件事故に関する損害賠償債務として、688万149円の支払い義務があることを認め、負傷の治療等に係る既払金402万3,671円を控除した額285万6,478円を平成27年4月30日限り甲に送金する。甲は、その余りの請求を破棄する。甲と乙は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権・債務がないことを相互に確認する。損害賠償の額、688万149円でございます。

負傷した自治会員の手術及び治療が終了し、協議が整い、賠償金額の額が確定しましたので、議会に上程させていただきました。賠償金額につきましては、市と契約をしていた保険会社から自治会員へ直接振り込まれますので、御了承をお願いします。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） 議案第61号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について、御説明申し上げます。

議案書148ページをお願いします。

本組合は、平成28年3月31日をもって解散することを予定していますが、現行の規約には組合解散に関する規定を整備していませんので、解散後の事務承継が円滑に行えるよう第14条を第15条とし、第14条に、解散に伴う事務承継条文の整備を行うものでございます。また、附則で、施行日を和歌山県知事の許可があった日と規定してございます。

なお、議案の新旧対照表は、別冊の議案資料10ページに添付していますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、議案第61号の説明といたします。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ほかに補足説明はありますか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第6のうち、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての3議案は、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3議案については、本日、直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

それでは、諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑、採決を行います。

これより、諮問第1号から諮問第3号までの3議案に対する一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結します。

それでは、順次お諮りします。

諮問第1号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りします。

諮問第2号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りします。

諮問第3号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

日程第7 選挙第2号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第7、選挙第2号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、公立那賀病院経営事務組合同規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

公立那賀病院経営事務組合議会議員には、杉原 勲君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました杉原 勲君を公立那賀病院経営事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました杉原 勲君が公立那賀病院経営事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました杉原 勲君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第8 選挙第3号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第8、選挙第3号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀休日急患診療所経営事務組合同規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により、組合議会議員1名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員には、杉原 勲君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました杉原 勲君を那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました杉原 勲君が那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました杉原 勲君が議長におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第9 選挙第4号 那賀広域事務組合議会議員の選挙

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第9、選挙第4号 那賀広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀広域事務組合同規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

那賀広域事務組合議会議員には、杉原 勲君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました杉原 勲君を那賀広域事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました杉原 勲君が那賀広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました杉原 勲君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第10 選挙第5号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第10、選挙第5号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀児童福祉施設組規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

那賀児童福祉施設組合議会議員には、杉原 勲君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました杉原 勲君を那賀児童福祉施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました杉原 勲君が那賀児童福祉施設組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました杉原 勲君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第11 議員派遣の件

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、明日より4日間休会とし、2月25日、水曜日午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午後 2時52分）